

第2部 いざという時のために「知って安心」

第1 相続 ～相続登記はしないとイケないの？～

相続登記は必要です！！

土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「[相続による所有権の移転の登記](#)」を法務局に申請することになります。

申請をせずに放っておくと新たな相続が発生し、相続登記の手続がますます難しくなってしまいます。

(注) 「民法等の一部を改正する法律」が令和3年4月28日に公布されました。公布後3年以内の政令で定める日から、相続登記の申請をすることが義務化されます。詳細は、法務省ホームページにおいて、随時追加される予定です。



相続登記をしないと・・・

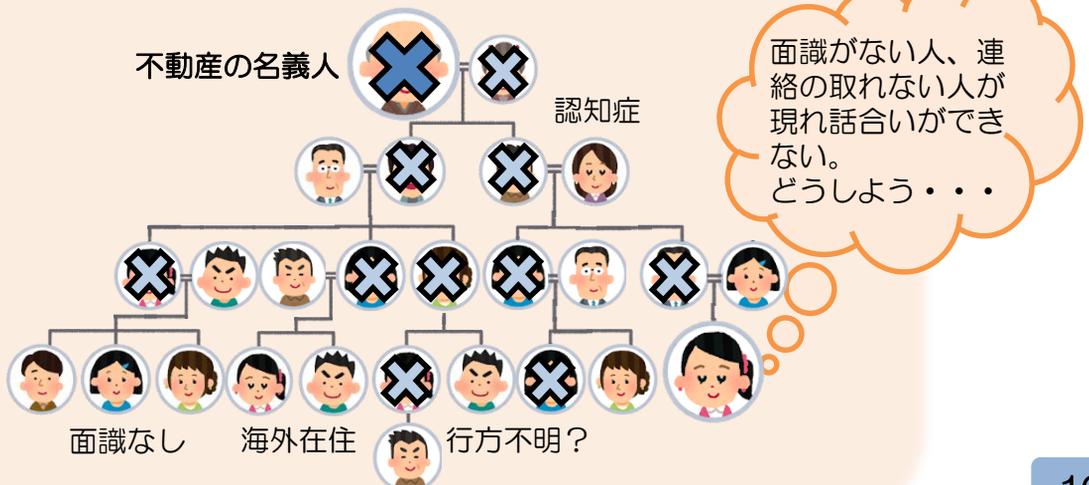
所有者不明土地 法務省

検索

○相続登記の手続が困難になります

- ・相続人がどんどん増えて、話し合いがうまく進まない。
- ・書類収集の手間が増え、費用が高くなる。
- ・相続人の中に面識がない人が現れ、協議に時間が掛かる。
- ・相続人の中に認知症になるなど判断能力が低下してしまう人がいると、家庭裁判所に成年後見人の選任申立てが、また、所在不明の人がいると、不在者財産管理人の選任申立てが必要になるケースが生じる。

時間が経つほど、相続人が増えて手続が難しくなってしまいます。



〇くらしやまちづくりに影響があります

- ・相続した不動産をすぐに売却できない、不動産を担保に借入れができない。
- ・適切な管理がされない空き家が増加する。
- ・まちづくりのための公共事業が進まないなどの所有者不明土地問題の要因となる。



相続登記に必要な書類は？

		必要書類	取得先
被相続人 (亡くなった方) の		出生から亡くなるまでの戸除籍謄本 ※「法定相続情報証明」を提出すれば、戸除籍謄本は不要(12~13ページ参照)	被相続人の本籍地の市区町村役場
		住民票の除票	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の		現在の戸籍謄抄本 (戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の市区町村役場
		住民票の写し (本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の市区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員で話し合いをする場合)		相続人の印鑑登録証明書	各相続人の住所地の市区町村役場
		遺産分割協議書	—
遺言書がある場合	公正証書遺言書	公正証書遺言書の正本又は謄本	公正役場
	自筆証書遺言書	(自宅で保管する場合) 自筆証書遺言書及び家庭裁判所の検認証明書	家庭裁判所
		(法務局に預ける場合) 遺言書情報証明書 ※「自筆証書遺言書保管制度」を利用した場合 (16ページ参照)	法務局

必要書類の詳細は法務局HPのQRコードから



相続登記 法務局

検索